

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
能登町	宇出津・高倉地域(宇出津[大棚木、小棚木、源平、漆原、大平、平体、梅の木、宇出津]、羽生集落(大沢含む)、真脇集落、姫集落、小浦集落、羽根集落)	令和3年3月25日	—

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	165.2 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	84.0 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	4.5 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	3.9 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.4 ha
③-1地区内における中心経営体(認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織等)の耕作面積の合計	2.3 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	2.3 ha
(備考)	
基盤整備済みの農地は、引き続き農地中間管理機構を通じて担い手へ貸出しを行う。	

2 対象地区の課題

70才以上で後継者未定又は不明の農業者の耕作面積が、宇出津・高倉地域では4.3haとなっている。その内訳は小浦集落3.6ha、宇出津[梅の木、平体]0.5ha、羽根集落0.2haとなっており、新たな農地の受け手の確保が必要となっている。
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

小浦集落の水田利用は、入作を含めた中心経営体の確保を目指すほか、現在の個々の耕作から集団による耕作を推進し、主たる管理請負を行う農業者とそれを補助する農業者と連携して営農を展開していく。水稻に不適格と判断された箇所については、転作や保全管理等の検討をしていく。
宇出津[梅の木、平体]、羽根集落、宇出津[大棚木、小棚木、源平、漆原、大平、宇出津]、真脇集落、姫集落)の水田利用については、入作を含めた中心経営体の確保を目指すほか、現在の個々の耕作から集団による耕作を推進し、主たる管理請負を行う農業者とそれを補助する農業者と連携して営農を展開していく。また、水稻に不適格と判断された箇所については、転作や保全管理等の検討をしていく。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法		養鶏	2.3 ha	養鶏	2.3 ha	羽生集落
計	1経営体		2.3 ha		2.3 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針

宇出津・高倉地域(宇出津[大棚木、小棚木、源平、漆原、大平、平体、梅の木、宇出津]、羽生集落(大沢含む)、真脇集落、姫集落、小浦集落、羽根集落)を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

鳥獣被害防止対策の取組方針

鳥獣被害対策については、被害発生場所等の見回りや侵入防止柵、放置果樹の伐採など地域ぐるみで取り組む。また捕獲用檻を設置し捕獲体制の構築を)づくりや捕獲体制の構築を図る。

災害対策への取組方針

水害、寒乾害、高温害等の被害防止のため、集落単位で多面的機能支払交付金事業などに取り組む。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
能登町	鵜川・三波地域(鵜川[鵜川一区、鵜川二区、鵜川三区、鵜川四区]、七見集落、小垣集落、猪平集落、矢波集落(黒郷含む)、波並集落、藤波集落(間島含む))	令和3年3月25日	—

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	323.4 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	163.0 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	16.3 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	5.6 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.3 ha
③-1地区内における中心経営体(認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織等)の耕作面積の合計	27.2 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	27.2 ha
(備考)	
基盤整備済みの農地は、引き続き農地中間管理機構を通じて担い手へ貸出しを行う。	

2 対象地区の課題

70才以上で後継者未定又は不明の農業者の耕作面積が、鵜川・三波地域では6.9haとなっている。その内訳は矢波集落2.6ha、小垣集落2.1ha、鵜川1.0ha、七見集落0.6ha、藤波集落(間島含む)0.3ha、波並集落0.2ha、猪平集落0.1haとなっており、新たな農地の受け手の確保が必要となっている。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

矢波集落、鵜川、七見集落、藤波集落(間島含む)、波並集落、猪平集落の水田利用は、入作を含めた中心経営体の確保を目指すほか、現在の個々の耕作から集団による耕作を推進し、主たる管理請負を行う農業者とそれを補助する農業者と連携して営農を展開していく。水稻に不適格と判断された箇所については、転作や保全管理等の検討をしていく。

小垣集落の水田利用は、中心経営体である認定農業者1経営体が担っているが、高齢であるため入作を含めた中心経営体の確保を目指すほか、現在の個々の耕作から集団による耕作を推進し、主たる管理請負を行う農業者とそれを補助する農業者と連携して営農を展開していく。水稻に不適格と判断された箇所については、転作や保全管理等の検討をしていく。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農		水稻	0.2 ha	水稻	0.2 ha	小垣集落
認農法		草地	8.5 ha	草地	8.5 ha	小垣集落
認農法		草地	12.3 ha	草地	12.3 ha	鶴川
認農		草地	5.8 ha	草地	5.8 ha	藤波集落
認農法		養鶏	0.4 ha	養鶏	0.4 ha	矢波集落
計	4経営体		27.2 ha		27.2 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針

鶴川・三波地域(鶴川[鶴川一区、鶴川二区、鶴川三区、鶴川四区]、七見集落、小垣集落、猪平集落、矢波集落(黒郷含む)、波並集落、藤波集落(間島含む))を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

鳥獣被害防止対策の取組方針

鳥獣被害対策については、被害発生場所等の見回りや侵入防止柵、放置果樹の伐採など地域ぐるみで取り組む。また捕獲用檻を設置し捕獲体制の構築を)づくりや捕獲体制の構築を図る。

災害対策への取組方針

水害、寒乾害、高温害等の被害防止のため、集落単位で多面的機能支払交付金事業などに取り組む。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
能登町	柿生集落[谷屋、吉谷、神道]	令和3年3月25日	—

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	45.4 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	27.4 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	2.8 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.5 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.6 ha
③-1地区内における中心経営体(認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織等)の耕作面積の合計	9.3 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	9.3 ha
(備考)	
基盤整備事業に係る事業対象地は農地中間管理機構を通じて担い手へ貸出しを行う。	

2 対象地区の課題

70才以上で後継者未定又は不明の農業者の耕作面積が、柿生集落では2.1haとなっている。既存の受け手に集積するほか、新たな農地の受け手の確保も必要となっている。
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

柿生集落の水田利用は、中心経営体である認定農業者2経営体が担っているが、入作を含めた中心経営体の確保を目指すほか、現在の個々の耕作から集団による耕作を推進し、主たる管理請負を行う農業者とそれを補助する農業者と連携して営農を展開していく。水稻に不適格と判断された箇所については、転作や保全管理等の検討をしていく。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法		水稻	1.5 ha	水稻	1.5 ha	
認農法		水稻	7.8 ha	水稻	7.8 ha	
計	2経営体		9.3 ha		9.3 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針

柿生集落を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

鳥獣被害防止対策の取組方針

鳥獣被害対策については、被害発生場所等の見回りや侵入防止柵、放置果樹の伐採など地域ぐるみで取り組む。また捕獲用檻を設置し捕獲体制の構築を)づくりや捕獲体制の構築を図る。

災害対策への取組方針

水害、寒乾害、高温害等の被害防止のため、集落単位で多面的機能支払交付金事業などに取り組む。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
能登町	瑞穂地域(俎倉集落(豊ヶ丘含む)、太田原集落、柏木集落、武連集落)	令和3年3月25日	—

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	139.9 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	75.5 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	9.9 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.6 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	3.1 ha
③-1地区内における中心経営体(認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織等)の耕作面積の合計	20.5 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	20.5 ha
(備考)	
基盤整備済みの農地は、引き続き農地中間管理機構を通じて担い手へ貸出しを行う。	

2 対象地区の課題

70才以上で後継者未定又は不明の農業者の耕作面積が、瑞穂地域では4.7haとなっている。その内訳は武連集落2.9ha、柏木集落1.1ha、太田原集落0.6ha、俎倉集落(豊ヶ丘含む)0.1haとなっており、既存の受け手に集積するほか、新たな農地の受け手の確保も必要となっている。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

武連集落の水田利用は、中心経営体である認定農業者1経営体が担っているが、高齢であるため入作を含めた中心経営体の確保を目指すほか、現在の個々の耕作から集団による耕作を推進し、主たる管理請負を行う農業者とそれを補助する農業者と連携して営農を展開していく。水稻に不適格と判断された箇所については、転作や保全管理等の検討をしていく。
柏木集落の水田利用は、入作を含めた中心経営体の確保を目指すほか、現在の個々の耕作から集団による耕作を推進し、主たる管理請負を行う農業者とそれを補助する農業者と連携して営農を展開していく。水稻に不適格と判断された箇所については、転作や保全管理等の検討をしていく。
太田原集落の水田利用は、中心経営体である認定農業者1経営体が担っているが、小規模であるため入作を含めた中心経営体の確保を目指すほか、現在の個々の耕作から集団による耕作を推進し、主たる管理請負を行う農業者とそれを補助する農業者と連携して営農を展開していく。水稻に不適格と判断された箇所については、転作や保全管理等の検討をしていく。
俎倉集落(豊ヶ丘含む)の水田利用は、中心経営体である認定農業者1経営体が担っているが、入作を含めた中心経営体の確保を目指すほか、現在の個々の耕作から集団による耕作を推進し、主たる管理請負を行う農業者とそれを補助する農業者と連携して営農を展開していく。水稻に不適格と判断された箇所については、転作や保全管理等の検討をしていく。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法		水稻	0.3 ha	水稻	0.3 ha	太田原集落
認農法		水稻	1.4 ha	水稻	1.4 ha	俎倉集落
認農		水稻	2.4 ha	水稻	2.4 ha	武連集落
認農		野菜	3.3 ha	野菜	3.3 ha	俎倉集落
認農法		養豚	5.1 ha	養豚	5.1 ha	武連集落
認農		草地	8.0 ha	草地	8.0 ha	俎倉集落
計	6経営体		20.5 ha		20.5 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針

瑞穂地域(俎倉、太田原、柏木、武連集落)を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

鳥獣被害防止対策の取組方針

鳥獣被害対策については、被害発生場所等の見回りや侵入防止柵、放置果樹の伐採など地域ぐるみで取り組む。また捕獲用檻を設置し捕獲体制の構築を)づくりや捕獲体制の構築を図る。

災害対策への取組方針

水害、寒乾害、高温害等の被害防止のため、集落単位で多面的機能支払交付金事業などに取り組む。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
能登町	瑞穂第一地域(八の田集落、町集落、西安寺集落、院内集落)	令和3年3月25日	—

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	71.1 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	49.4 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	7.3 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	4.5 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.5 ha
③-1地区内における中心経営体(認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織等)の耕作面積の合計	26.6 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	36.6 ha
(備考)	
基盤整備済みの農地は、引き続き農地中間管理機構を通じて担い手へ貸出しを行う。	

2 対象地区の課題

70才以上で後継者未定又は不明の農業者の耕作面積が、瑞穂第一地域では5.0haとなっている。その内訳は八の田集落では3.1ha、町集落1.1ha、院内集落0.8ha、西安寺集落0.0haとなっており、基盤整備が実施され既存の受け手に集積することになっている。基盤整備が完了するまでに後継者不明農地が発生する場合は、既存の受け手に集積していく必要がある。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

瑞穂第一地域(八の田、町、西安寺、院内集落)の水田利用は、中心経営体である認定農業者2経営体と認定新規就農者1経営体が担っている。基盤整備が進められており、瑞穂第一地域として中心経営体を補助し連携して営農環境を守る取り組みを展開していく。水稻に不適格と判断された箇所については、転作や保全管理等の検討をしていく。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法		水稻	16.2 ha	水稻	16.2 ha	八ノ田集落
認農法		水稻	0.1 ha	水稻	3.1 ha	町集落
認農法		水稻	0.4 ha	水稻	2.4 ha	西安寺集落
認農法		水稻	2.9 ha	水稻	2.9 ha	院内集落
認就		水稻	4.5 ha	水稻	9.5 ha	八ノ田集落
認就		水稻	1.0 ha	水稻	1.0 ha	院内集落
認農		水稻	1.2 ha	水稻	1.2 ha	町集落
認農		水稻	0.3 ha	水稻	0.3 ha	院内集落
計	3経営体		26.6 ha		36.6 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針 瑞穂第1地域(八ノ田、町、西安寺、院内集落)を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
基盤整備への取組方針 農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、瑞穂第1地域(八ノ田、町、西安寺、院内集落)において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。
鳥獣被害防止対策の取組方針 鳥獣被害対策については、被害発生場所等の見回りや侵入防止柵、放置果樹の伐採など地域ぐるみで取り組む。また捕獲用檻を設置し捕獲体制の構築を)づくりや捕獲体制の構築を図る。
災害対策への取組方針 水害、寒乾害、高温害等の被害防止のため、集落単位で多面的機能支払交付金事業などに取り組む。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
能登町	本木集落	令和3年3月25日	—

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	49.1 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	32.8 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	6.2 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2.1 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	2.9 ha
③-1地区内における中心経営体(認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織等)の耕作面積の合計	0.8 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.8 ha
(備考)	
基盤整備済みの農地は、引き続き農地中間管理機構を通じて担い手へ貸出しを行う。	

2 対象地区の課題

70才以上で後継者未定又は不明の農業者の耕作面積が、本木集落では5.0haとなっており、既存の受け手に集積するほか、新たな農地の受け手の確保も必要となっている。
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

本木集落の水田利用は、中心経営体である認定農業者1経営体が担っているが、高齢であるため入作を含めた中心経営体の確保を目指すほか、現在の個々の耕作から集団による耕作を推進し、主たる管理請負を行う農業者とそれを補助する農業者と連携して営農を展開していく。水稻に不適格と判断された箇所については、転作や保全管理等の検討をしていく。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農		水稻	0.3 ha	水稻	0.3 ha	
認就		水稻	0.5 ha	水稻	0.5 ha	
計	2経営体		0.8 ha		0.8 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針

本木集落を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

鳥獣被害防止対策の取組方針

鳥獣被害対策については、被害発生場所等の見回りや侵入防止柵、放置果樹の伐採など地域ぐるみで取り組む。また捕獲用檻を設置し捕獲体制の構築を)づくりや捕獲体制の構築を図る。

災害対策への取組方針

水害、寒乾害、高温害等の被害防止のため、集落単位で多面的機能支払交付金事業などに取り組む。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
能登町	木住集落	令和3年3月25日	—

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	15.9 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	8.3 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	3.6 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	3.5 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.1 ha
③-1地区内における中心経営体(認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織等)の耕作面積の合計	3.3 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	3.8 ha
(備考)	
基盤整備済みの農地は、引き続き農地中間管理機構を通じて担い手へ貸出しを行う。	

2 対象地区の課題

70才以上で後継者未定又は不明の農業者の耕作面積が、木住集落では3.6haとなっている。基盤整備が実施されることから既存の受け手に集積することが必要となっている。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

木住集落の水田利用は、中心経営体である認定農業者2経営体が担っている。基盤整備が進められており、木住集落として中心経営体を補助し連携して営農環境を守る取り組みを展開していく。水稻に不適格と判断された箇所については、転作や保全管理等の検討をしていく。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法		水稻	0.5 ha	水稻	0.5 ha	
認農		水稻	2.8 ha	水稻	3.3 ha	
計	2経営体		3.3 ha		3.8 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針

木住集落を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

基盤整備への取組方針

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、木住集落において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。

鳥獣被害防止対策の取組方針

鳥獣被害対策については、被害発生場所等の見回りや侵入防止柵、放置果樹の伐採など地域ぐるみで取り組む。また捕獲用檻を設置し捕獲体制の構築を)づくりや捕獲体制の構築を図る。

災害対策への取組方針

水害、寒乾害、高温害等の被害防止のため、集落単位で多面的機能支払交付金事業などに取り組む。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
能登町	三田集落	令和3年3月25日	—

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	16.1 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	10.6 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	1.0 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.8 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.1 ha
③-1地区内における中心経営体(認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織等)の耕作面積の合計	5.5 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	5.5 ha
(備考)	
基盤整備済みの農地は、引き続き農地中間管理機構を通じて担い手へ貸出しを行う。	

2 対象地区の課題

70才以上で後継者未定又は不明の農業者の耕作面積が、三田集落では0.9haとなっている。基盤整備が実施されることから既存の受け手に集積することが必要となっている。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

三田集落の水田利用は、中心経営体である認定農業者2経営体が担っている。基盤整備が進められており、三田集落として中心経営体を補助し連携して営農環境を守る取り組みを展開していく。水稻に不適格と判断された箇所については、転作や保全管理等の検討をしていく。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法		水稻	4.8 ha	水稻	4.8 ha	
認農		水稻	0.7 ha	水稻	0.7 ha	
計	2経営体		5.5 ha		5.5 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針

三田集落を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

基盤整備への取組方針

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、三田集落において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。

鳥獣被害防止対策の取組方針

鳥獣被害対策については、被害発生場所等の見回りや侵入防止柵、放置果樹の伐採など地域ぐるみで取り組む。また捕獲用檻を設置し捕獲体制の構築を)づくりや捕獲体制の構築を図る。

災害対策への取組方針

水害、寒乾害、高温害等の被害防止のため、集落単位で多面的機能支払交付金事業などに取り組む。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
能登町	宮地集落	令和3年3月25日	—

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	54.1 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	27.5 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	1.7 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.4 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0 ha
③-1地区内における中心経営体(認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織等)の耕作面積の合計	12.6 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	12.6 ha
(備考)	
基盤整備済みの農地は、引き続き農地中間管理機構を通じて担い手へ貸出しを行う。	

2 対象地区の課題

70才以上で後継者未定又は不明の農業者の耕作面積が、宮地集落では0.4haとなっており、既存の受け手に集積するほか、新たな農地の受け手の確保も必要となっている。
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

宮地集落の水田利用は、中心経営体である認定農業者2経営体が担っている。入作を含めた中心経営体の確保を目指すほか、宮地集落として中心経営体を補助し連携して営農環境を守る取り組みを展開していく。また、現在の個々の耕作から集団による耕作を推進し、主たる管理請負を行う農業者とそれを補助する農業者と連携して営農を展開していく。水稻に不適格と判断された箇所については、転作や保全管理等の検討をしていく。
--

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農		水稻	3.9 ha	水稻	3.9 ha	
認農		水稻	4.0 ha	水稻	4.0 ha	
認農		果樹	4.7 ha	果樹	4.7 ha	
計	2経営体		12.6 ha		12.6 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針

宮地集落を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

鳥獣被害防止対策の取組方針

鳥獣被害対策については、被害発生場所等の見回りや侵入防止柵、放置果樹の伐採など地域ぐるみで取り組む。また捕獲用檻を設置し捕獲体制の構築を)づくりや捕獲体制の構築を図る。

災害対策への取組方針

水害、寒乾害、高温害等の被害防止のため、集落単位で多面的機能支払交付金事業などに取り組む。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
能登町	鮭尾集落	令和3年3月25日	—

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	25.3 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	15.4 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	2.7 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.3 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.4 ha
③-1地区内における中心経営体(認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織等)の耕作面積の合計	7.7 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	7.7 ha
(備考)	
基盤整備済みの農地は、引き続き農地中間管理機構を通じて担い手へ貸出しを行う。	

2 対象地区の課題

70才以上で後継者未定又は不明の農業者の耕作面積が、鮭尾集落では2.7haとなっており、既存の受け手に集積するほか、新たな農地の受け手の確保も必要となっている。
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

鮭尾集落の水田利用は、中心経営体である認定農業者2経営体が担っている。鮭尾集落として中心経営体を補助し連携して営農環境を守る取り組みを展開していく。また、現在の個々の耕作から集団による耕作を推進し、主たる管理請負を行う農業者とそれを補助する農業者と連携して営農を展開していく。水稻に不適格と判断された箇所については、転作や保全管理等の検討をしていく。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法		水稻	2.0 ha	水稻	2.0 ha	
認農法		水稻	5.7 ha	水稻	5.7 ha	
計	2経営体		7.7 ha		7.7 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針

鮭尾集落を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

鳥獣被害防止対策の取組方針

鳥獣被害対策については、被害発生場所等の見回りや侵入防止柵、放置果樹の伐採など地域ぐるみで取り組む。また捕獲用檻を設置し捕獲体制の構築を)づくりや捕獲体制の構築を図る。

災害対策への取組方針

水害、寒乾害、高温害等の被害防止のため、集落単位で多面的機能支払交付金事業などに取り組む。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
能登町	下藤ノ瀬集落	令和3年3月25日	—

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	28.5 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	18.9 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	4.8 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.1 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	2.0 ha
③-1地区内における中心経営体(認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織等)の耕作面積の合計	8.9 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	23.9 ha
(備考)	
基盤整備済みの農地は、引き続き農地中間管理機構を通じて担い手へ貸出しを行う。	

2 対象地区の課題

70才以上で後継者未定又は不明の農業者の耕作面積が、下藤ノ瀬集落では2.1haとなっており、既存の受け手に集積するほか、新たな農地の受け手の確保も必要となっている。
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

下藤ノ瀬集落の水田利用は、中心経営体である認定農業者3経営体が担っている。基盤整備が予定されており、下藤ノ瀬集落として中心経営体を補助し連携して営農環境を守る取り組みを展開していく。また、入作を含めた中心経営体の確保を目指すほか、水稻に不適格と判断された箇所については、転作や保全管理等の検討をしていく。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法		水稻	2.9 ha	水稻	7.9 ha	
認農		水稻	1.2 ha	水稻	1.2 ha	
認農		水稻	4.8 ha	水稻	14.8 ha	
計	3経営体		8.9 ha		23.9 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針

下藤ノ瀬集落を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

基盤整備への取組方針

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、藤ノ瀬地区(下藤ノ瀬集落・上藤ノ瀬集落)において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。

鳥獣被害防止対策の取組方針

鳥獣被害対策については、被害発生場所等の見回りや侵入防止柵、放置果樹の伐採など地域ぐるみで取り組む。また捕獲用檻を設置し捕獲体制の構築を)づくりや捕獲体制の構築を図る。

災害対策への取組方針

水害、寒乾害、高温害等の被害防止のため、集落単位で多面的機能支払交付金事業などに取り組む。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
能登町	上藤ノ瀬集落(吉尾含む)	令和3年3月25日	—

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	89.3 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	66.5 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	7.5 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	3.5 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.2 ha
③-1地区内における中心経営体(認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織等)の耕作面積の合計	16.2 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	26.6 ha
(備考)	
基盤整備済みの農地は、引き続き農地中間管理機構を通じて担い手へ貸出しを行う。	

2 対象地区の課題

70才以上で後継者未定又は不明の農業者の耕作面積が、上藤ノ瀬集落(吉尾含む)3.7haとなっており、既存の受け手に集積するほか、新たな農地の受け手の確保も必要となっている。
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

上藤ノ瀬集落(吉尾含む)の水田利用は、中心経営体である認定農業者2経営体が担っている。基盤整備が予定されており、上藤ノ瀬集落として中心経営体を補助し連携して営農環境を守る取り組みを展開していく。また、入作を含めた中心経営体の確保を目指すほか、水稻に不適格と判断された箇所については、転作や保全管理等の検討をしていく。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法		水稻	16.2 ha	水稻	26.2 ha	
認農		水稻	0.4 ha	水稻	0.4 ha	
計	2経営体		16.6 ha		26.6 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針

上藤ノ瀬集落を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

基盤整備への取組方針

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、藤ノ瀬地区(下藤ノ瀬集落・上藤ノ瀬集落)において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。

鳥獣被害防止対策の取組方針

鳥獣被害対策については、被害発生場所等の見回りや侵入防止柵、放置果樹の伐採など地域ぐるみで取り組む。また捕獲用檻を設置し捕獲体制の構築を)づくりや捕獲体制の構築を図る。

災害対策への取組方針

水害、寒乾害、高温害等の被害防止のため、集落単位で多面的機能支払交付金事業などに取り組む。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
能登町	神野地域(宇加塚集落(吉野含む)、鶴町集落)	令和3年3月25日	—

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	185.7 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	94.0 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	13.2 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	5.4 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	3.3 ha
③-1地区内における中心経営体(認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織等)の耕作面積の合計	74.9 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	77.9 ha
(備考)	
基盤整備済みの農地は、引き続き農地中間管理機構を通じて担い手へ貸出しを行う。	

2 対象地区の課題

70才以上で後継者未定又は不明の農業者の耕作面積が、神野地域では8.7haとなっている。その内訳は宇加塚集落(吉野含む)5.8ha、鶴町集落2.9haとなっており、既存の受け手に集積するほか、新たな農地の受け手の確保も必要となっている。
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

宇加塚集落(吉野含む)の水田利用は、中心経営体である認定農業者2経営体が担っているが、基盤整備で大区画化された農地であることから、宇加塚集落として中心経営体を補助し連携して営農環境を守る取り組みを展開していく。また、現在の個々の耕作から集団による耕作を推進し、主たる管理請負を行う農業者とそれを補助する農業者と連携して営農を展開していく。水稻に不適格と判断された箇所については、転作や保全管理等の検討をしていく。
鶴町集落の水田利用は、中心経営体である認定農業者4経営体が担っているが、基盤整備で大区画化された農地であることから、鶴町集落として中心経営体を補助し連携して営農環境を守る取り組みを展開していく。また、現在の個々の耕作から集団による耕作を推進し、主たる管理請負を行う農業者とそれを補助する農業者と連携して営農を展開していく。水稻に不適格と判断された箇所については、転作や保全管理等の検討をしていく。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法		水稻	9.6 ha	水稻	9.6 ha	宇加塚集落
認農法		水稻	4.8 ha	水稻	4.8 ha	鶴町集落
認農法		水稻	0.6 ha	水稻	0.6 ha	鶴町集落
認農法		水稻	0.4 ha	水稻	0.4 ha	鶴町集落
認農		水稻	2.6 ha	水稻	2.6 ha	宇加塚集落
認農		水稻	12.1 ha	水稻	12.1 ha	鶴町集落
認農		草地	15.2 ha	草地	15.2 ha	鶴町集落
認農		草地	12.5 ha	草地	12.5 ha	鶴町集落
認農		草地	2.7 ha	草地	2.7 ha	宇加塚集落
認農		草地	13.4 ha	草地	16.4 ha	宇加塚集落
認農法		野菜	1.0 ha	野菜	1.0 ha	宇加塚集落
計	9経営体		74.9 ha		77.9 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針

神野地域(宇加塚、鶴町集落)を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

鳥獣被害防止対策の取組方針

鳥獣被害対策については、被害発生場所等の見回りや侵入防止柵、放置果樹の伐採など地域ぐるみで取り組む。また捕獲用檻を設置し捕獲体制の構築を)づくりや捕獲体制の構築を図る。

災害対策への取組方針

水害、寒乾害、高温害等の被害防止のため、集落単位で多面的機能支払交付金事業などに取り組む。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
能登町	曾又集落	令和3年3月25日	—

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	50.9 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	35.8 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	6.7 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.7 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.9 ha
③-1地区内における中心経営体(認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織等)の耕作面積の合計	5.6 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	19.6 ha
(備考)	
基盤整備済みの農地は、引き続き農地中間管理機構を通じて担い手へ貸出しを行う。	

2 対象地区の課題

70才以上で後継者未定又は不明の農業者の耕作面積が、曾又集落では2.6haとなっており、既存の受け手に集積するほか、新たな農地の受け手の確保も必要となっている。
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

曾又集落の水田利用は、中心経営体である認定農業者3経営体が担っている。基盤整備が予定されており、曾又集落として中心経営体を補助し連携して営農環境を守る取り組みを展開していく。水稻に不適格と判断された箇所については、転作や保全管理等の検討をしていく。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法		水稻	1.7 ha	水稻	5.7 ha	
認農		水稻	3.5 ha	水稻	13.5 ha	
認農		水稻	0.4 ha	水稻	0.4 ha	
計	3経営体		5.6 ha		19.6 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針 曾又集落を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
基盤整備への取組方針 農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、曾又集落において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。
鳥獣被害防止対策の取組方針 鳥獣被害対策については、被害発生場所等の見回りや侵入防止柵、放置果樹の伐採など地域ぐるみで取り組む。また捕獲用檻を設置し捕獲体制の構築を)づくりや捕獲体制の構築を図る。
災害対策への取組方針 水害、寒乾害、高温害等の被害防止のため、集落単位で多面的機能支払交付金事業などに取り組む。